

## 権利を守り、お金や財産の不安を解消したい

### 権利擁護事業(日常生活自立支援事業)

福祉サービスの利用手続きや金銭管理が困難な人が、地域で自立した生活が送れるよう、利用者との契約にもとづき、福祉サービスの利用援助等を行う事業です。

事業の窓口は長岡京市社会福祉協議会です。

状態に応じた社会資源を利用することで、安心して暮らすことができます。

まずは担当地区の地域包括支援センター〈p.16〉に相談しましょう。

### 成年後見制度について

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由により判断能力が不十分となった人が、預貯金等の管理や契約で不利益な結果を招かないように、法的に支援する制度です。

<b>法定後見制度</b>	判断能力がすでに不十分な状態にある人を対象とした制度です。家庭裁判所が本人や親族等からの申し立てにより、本人の判断能力の状態に応じて、支援者を選びます。
<b>任意後見制度</b>	自分の判断能力が十分にあるうちに、将来の不安に備えて、あらかじめ「誰に」「どのような支援をしてもらうか」を自分で決め、公証役場で公正証書を作成し、契約します。

●まずは担当地区の地域包括支援センターにお問い合わせください。〈p.16〉参照

### 長岡京市消費生活センター

消費生活に関するご相談を受け付けています。皆さんと共に考え、解決のお手伝いをします。

長岡京市役所内 【TEL】 955-3179